

## 令和8年度 羽黒小学校 学校いじめ防止基本方針

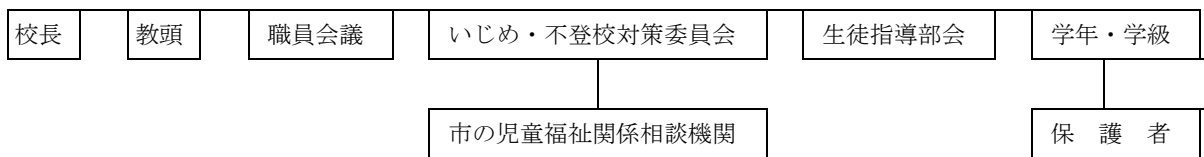
### (ア) 基本的な考え方

- ・ いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であり、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないように、いじめの問題に関する児童の理解を深める。
- ・ 不登校については、未然防止に精力的に取り組んでいく。

### (イ) 組織

- ・ いじめ・不登校対策委員会（随時）

※ 構成員・・・校長，教頭，教務主任，校務主任，生徒指導担当者，保健主事，養護教諭，学年主任，スクールカウンセラー



### (ウ) 方策

- いじめの未然防止
  - ・ 5月と10月に心のアンケートを実施し、児童全員と個別に定期相談を行う。
  - ・ グループワークトレーニングや仲間との学び合いなど、児童同士の関わりを増やすことができる活動を積極的に取り入れる。
  - ・ 道徳の授業の充実を図るとともに、12月の全国人権週間には各学年で人権に関する授業を行い全校児童に人権について考える場を設定する。
  - ・ 情報モラルについて各学年で指導を行う。
- 早期発見
  - ・ おかしいと感じた児童がいる場合、またはいじめの訴えを受けたり発見したりした場合は学年の職員や生徒指導担当者に速やかに報告し、より大勢の職員で当該児童の様子を見守る。
- 実態把握・解消に向けての対応
  - ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
  - ・ 学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
  - ・ 関係保護者に適切な情報を提供し、理解と協力を得る。
  - ・ 状況に応じて、傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- 重大事態への対応
  - ① 重大事態の定義

本校在籍児童によるいじめにおける重大事態を次に定める。

ア いじめにより本校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、前項に基づいて対応する。

**(エ) いじめ解消の定義**

① いじめ解消の定義を次に定める。

ア 3か月間いじめが行われていないこと。

イ 被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

② いじめ解消の確認

いじめ事案が起きた場合には、前項3に基づいて対応するとともに、担任は被害児童にいじめの有無の確認を毎日行う。被害児童が3か月間に渡って、心身の苦痛なく生活できたことが確認できたことにより、いじめ解消とする。

**(オ) 加害児童への対応**

重大事態に関する厳正な調査のもと、いじめの加害児童だと認められた児童には、いじめ防止対策推進法に基づき、必要な措置を講ずる。

※いじめ防止対策推進法 第二十六条

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

**(カ) その他**

- ・ 毎月の月初めに、生徒指導担当者がいじめの報告書を市教育委員会に提出する。
- ・ いじめに関する指導は記録して、校内の資料として蓄積していく。

○ 不登校児童の対応

- ・ 不登校児童については、校長・教頭・養護教諭・スクールカウンセラーと相談しながら、家庭訪問や関係機関と連絡を取りながら、本人に過度な登校刺激を与えないように配慮しつつ、長期的な展望で対応していく。